

# 経済建設委員会会議録

令和5年12月12日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 10:42

## 【 案 件 】

1. 議案第63号 令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)
2. 議案第64号 令和5年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
3. 議案第65号 令和5年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
4. 議案第66号 令和5年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)
5. 議案第67号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)
6. 議案第70号 飯塚市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例
7. 議案第72号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例
8. 議案第73号 市道路線の認定
9. 議案第90号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)

---

## ○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第63号 令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○公営競技事業所副所長

「議案第63号 令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」の補足説明をいたします。

予算書215ページをお願いいたします。当初、通常開催79日、ミッドナイトレース80日の計159日で設定しておりましたが、日程確定により、通常開催78日、ミッドナイトレース85日の、計163日と開催日数が4日増加したこと及び4月から9月までの売上げの実績を踏まえ、執行残など、関係経費の整理を行ったもので、歳入歳出にそれぞれ5億2272万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を254億6299万1千円とするものでございます。

歳入歳出予算の主なものを説明いたします。補正予算資料19ページをお願いいたします。はじめに、歳入予算についてご説明いたします。勝車投票券発売収入5億4010万4千円の増は、開催日数が当初の予定日数159日から163日へと増加したことによる見直し及び9月までの実績により、242億552万円の売上げを見込むことによるものでございます。

受託事業収入、場外発売業務受託事業収入、これはほかの4場での開催レースを場外発売した売上げに対して受け入れるものでございますが、今年度9月までの1日平均の売上げが減少していることに伴い、8382万2千円の減額補正をするものでございます。

続いて、歳出予算のほうを説明いたします。本場開催経費3779万6千円の増につきましては、開催日数の増及び電話投票、民間ポータルの上増に伴うものでございます。このうち、選手宿泊業務委託料589万6千円の増につきましては、開催日数の増による人件費及び物価高騰による給食費の増、競走会業務委託料656万7千円の増につきましても、開催日数の増加によるものでございます。競走業務委託料、これは選手の落車などによる災害補償、競走車の破損補償になりますけれども、あっせん選手が少ない、ミッドナイトレースが増えたことにより、129万6千円の減額としております。JKA交付金交付金は、売上げ額の増額補正に伴い2390万9千円の増としております。

次に専用場外発売所関係経費、こちらは飯塚市が管理施行の専用場外発売所の10か所にか

かる経費になりますけれども、専用場外発売所の売上げが減少していることに伴い、2405万5千円の減額補正をするものでございます。

次に、場外発売関係経費、これは飯塚場での開催レースを、他場で発売してもらった分の委託料となりますけれども、今年度、川口市及び伊勢崎市が管理施行の専用場外場2場が、新たに開設されたことなどにより、4411万9千円の増額補正としております。

次に、勝車投票券払戻金3億7966万8千円の増は、勝車投票券発売収入の増額に伴うものでございます。

次に競走費、管理費、一般管理費につきましては、今後発生する施設の改修費に充てるための基金積立金として、1億5千万円を増額するものでございます。これにより、補正後の年度末基金残高の見込みは、15億7602万9千円となります。

予備費につきましては、令和5年度の単年度黒字を見込むものでございますけれども、これにより令和5年度末の累積赤字の見込額は4億5454万8千円となります。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第63号 令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、「議案第64号 令和5年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第64号 令和5年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」について補足説明をいたします。

補正予算書の229ページをお願いいたします。今回の補正は歳入歳出予算の総額から、それぞれ1787万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6万9千円とするものでございます。

主なものを歳出からご説明いたします。補正予算書233ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費136万9千円の減額は、人件費の精査による減額でございます。次に、1款1項2目の市場管理費1650万1千円の減額は、光熱水費の減額、各委託料の執行残の減額及び消費税の見込みの増額など、増減の差し引きによるものでございます。

続きまして、歳入のご説明をいたします。戻りまして、232ページをお願いいたします。1款1項1目の地方卸売市場使用料につきましては、附属営業人の施設使用件数の減に伴い、36万1千円を減額補正しております。次に、2款1項1目の一般会計繰入金、156万円の減額は、財源調整をした結果、減額とするものでございます。次に、3款1項1目の繰越金、12万3千円の増額は、令和4年度決算の結果、増額とするものでございます。次に、4款1項1目の雑入、1607万2千円の減額は、施設使用光熱水費負担金の見込み精査による減額でございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

ちょっと文言の件でお聞きをいたします。歳入のところの附属営業人というのはどういう方を言うのでしょうか。

○農林振興課長

関連店舗の方が使っていらっしゃる施設ということでございます。

○瀬戸委員

関連の方は、何社ぐらい出入りを市場でされているのでしょうか。

○農林振興課長

関連店舗の事業者としては6社でございます。

○瀬戸委員

6社全部の名前を挙げてもらっていいですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:08

再 開 10:09

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第64号 令和5年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、「議案第65号 令和5年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○都市建設部次長

「議案第65号 令和5年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」につきまして、補足説明させていただきます。今回の補正は、全費目につきまして見直しを行い、決算見込みにより、補正を行うものでございます。

補正予算書の239ページをお願いいたします。第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ370万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3519万7千円とするものでございます。その内容につきましてご説明させていただきます。

243ページをお願いいたします。歳出からご説明いたします。1款1項1目一般管理費の2節給料、3節職員手当等及び4節共済費の職員給与等につきましては、担当職員の年齢が下がりましたことにより、361万8千円を減額としております。1款1項2目、駐車場管理費の11節役務費につきましては、1千円を増額し、26節公課費につきましては、令和4年度の消費税が確定しましたことで、8万8千円を減額としております。

1ページ戻っていただきまして、242ページをお願いいたします。次に、歳入につきましてご説明いたします。1款1項1目駐車場使用料につきましては、飯塚市文化会館の大規模改修工事完了に伴う営業再開等により、168万円を増額しております。2款1項1目一般会計繰入金につきましては、財源調整のため、549万4千円を減額いたしております。3款1項

1 目繰越金につきましては、令和 4 年度決算による繰越金 1 0 万 9 千円を増額しております。  
以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第 6 5 号 令和 5 年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算 (第 1 号)」については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。  
次に、「議案第 6 6 号 令和 5 年度 飯塚市水道事業会計補正予算 (第 2 号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第 6 6 号 令和 5 年度 飯塚市水道事業会計補正予算 (第 2 号)」の補足説明をさせていただきます。

補正予算概要書の 3 ページ上段をお願いいたします。収益的収支でございますが、水道事業収益で 2 6 6 1 万円減額いたしまして、総額を 2 9 億 3 4 1 2 万 3 千円とするものでございます。主なものとしまして、給水収益の減によるものでございます。

水道事業費用につきましては、1 億 8 5 0 万円減額いたしまして、総額を 2 7 億 2 0 1 7 万 1 千円とするものでございます。主なものとしまして、動力費の減によるものでございます。

次に、下段の資本的収支でございますが、資本的主収入で 3 8 2 万 6 千円減額いたしまして、総額を 7 億 7 0 4 7 万 8 千円とするものでございますが、その主なものとしまして、水道メーター口径別納付金の減によるものでございます。

4 ページ上段をお願いいたします。資本的支出につきましては、3 0 0 5 万円減額いたしまして、総額を 1 9 億 7 3 3 5 万 4 千円とするものでございます。主なものとしまして、改良事業費の減によるものでございます。

以上、「議案第 6 6 号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第 6 6 号 令和 5 年度 飯塚市水道事業会計補正予算 (第 2 号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。  
次に、「議案第 6 7 号 令和 5 年度 飯塚市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)」を議題といたします。執行部の補足説明及びさきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○企業管理課長

「議案第67号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」の補足説明をさせていただきます。

補正予算資料の4ページ中段をお願いいたします。収益的収支でございますが、下水道事業収益で、2492万5千円減額いたしまして、総額を20億8073万4千円とするものでございます。主なものとしまして、下水道使用料の減によるものでございます。

下水道事業費用につきましては、1億538万6千円減額いたしまして、総額を18億8633万1千円とするものでございます。主なものとしまして、光熱水費の減でございます。

次に、5ページ上段の資本的収支でございますが、資本的収入で1億2377万4千円減額いたしまして、総額を13億1243万4千円とするものでございます。資本的支出につきましては、1億2320万4千円減額いたしまして、総額を19億8449万8千円とするもので、収入・支出ともに、主な減額の要因といたしましては、当初予算に計上しておりました事業に係る国庫補助金の内示が低かったことにより、実施する事業の見直しを図ったことによるものでございます。

以上で、補正予算の補足説明を終わります。

併せて、12月8日の本議案におきまして、議案質疑の中で審査要望がございました、汚水処理構想策定業務委託料につきまして、何を最適にするのかという視点で策定しているのかというご質問でございましたので、お答えをさせていただきます。

汚水処理構想は、持続的な汚水処理システム構築に向けて、市全域での公共下水道等汚水処理施設の整備と、増大する終末処理場等、保有施設の長期的かつ効率的な運営管理について、計画的に実施していくことを目的としております。本構想の策定は、それぞれの汚水処理施設の有する特性、経済性、地形的条件等を総合的に勘案し、社会情勢の変化等に応じた、効率的かつ適正な整備、運営管理手法を選定することにより、最適に行うものとしております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

収益的収支のところ、下水道使用料の減、1771万2千円。これはどういうことが原因ですか。

○企業管理課長

下水道使用料につきましては、4月から8月までは実績、9月以降は、令和4年度及び令和5年度、上期実績の変化率を乗じて算出をしております。それに応じたの見込みということになっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決をいたします。「議案第67号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、「議案第70号 飯塚市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○都市建設部次長

「議案第70号 飯塚市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例」について補足説明させていただきます。

議案書の20ページをお願いいたします。本議案は、令和5年6月14日に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、引用条項のずれが生じたので、本条例の一部改正を行うものでございます。その内容につきまして、ご説明いたします。

21ページをお願いいたします。新旧対照表でご説明いたします。まず、表右側の改正前の第4条第2項におきましては、市が定める空家等対策計画に関する引用条項が、法第6条第1項から法第7条第1項に改められております。また、第5条第1項につきましては、協議会設置に関する引用条項が、法第7条から法第8条に、それぞれ改められておられますことについて飯塚市空家等の適切な管理に関する条例の第4条並びに第5条の関係規定の整備を行うものでございます。以上簡単でございますが「議案第70号」の説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中裕委員

ちょっと関連した形でお聞きをさせていただきたいと思いますが、特別措置法の一部を改正する法律によって、この条例が若干変わるといってございまして、この特別措置法の今回の改正、どのような改正がされたのか、分かれば教えていただきたいと思っております。

○都市建設部次長

今回の改正によりまして、大きく3点変わっております。1点目が活用の拡大、2点目が管理の確保、3点目が特定空家の除去等ということになっております。

まず、管理の拡大につきましては、空家等活用促進地域という管理地域を指定できるようになります。ただこれは市単独で決めるものではありませんでして、福岡県が上層機関としてございまして、そちらのほうの定めをもって、市の中で検討をやっていくということになっておりますが、今のところ、詳細についてはまだ示されておられませんので、活用の拡大についてはそういう内容等になります。またNPOとか、法人等を支援法人に指定できるというのが追加されております。

2点目としまして、管理の確保、こちらのほうは、今まで管理不全空家という名称は、厳密にはございませんでした。それが管理不全空家というものが定められるようになり、今後、老朽危険空き家になる以前の住宅ということで、このまま放っておけば状態が悪くなる空家に、管理不全空家という指定ができるようになりました。この指定の中で、指導・勧告ということの対象にできるということで、この指導・勧告を受けてしまった場合、固定資産税の控除が受けられなくなると。小規模住宅用地、これ200平方メートル以下の場合には6分の1の軽減です。一般住宅用地200平米以上を超える部分は、3分の1の軽減控除ができなくなるということです。ただこの辺も、指導・勧告というのが、どれぐらいの期間を設けるとか、どういう期間の中で通知をやっていくとかいうのが、詳細もまだ示されておられませんので、今後活用の方法について、改めて整理していく必要があると思っております。

3点目としまして、特定空家の除去等ということになりますが、放置して著しく景観を損なっている状態、これは今のうちがしている現行と同じものでございます。空き家除去等の代執行を行うために緊急時でも命令等を図る必要があり、迅速な対応が困難ということが現行でしたが、緊急時において除去等が必要な特定空家に対して命令等の手続を経ず、代執行を可能とし、敏速な安全確保が可能になるということの、今年一応示されております。こちらについても詳細等は手続等がまだ示されておられませんこと、今後、福岡県のほうからも進めていく中で、この施行の中で12月、1月とかに、方向性の改正法の周知の観点という、まず周知を図

っていききたいと。その中で、遅くとも年度内、2月、3月までには地方自治体を通じて、周知を図っていくことがまず目的とされております。簡単でございますが今の説明になります。

○田中裕委員

空家活用促進区域が新設される。そのことによって、現行法では難しかった空き家の建て替えや用途変更を進めることができるという、このような狙いがあると、私はそのように理解をしておりますし、またもう2点目におっしゃいました管理不全空家が新設される、これは特定空家を未然に防ぐというか、その目的で、新設をされた。そして3点目におっしゃいました緊急時の除去といいますか、それが円滑にできるようになる。そのような狙いの今回の改正という理解でよろしいですか。

○都市建設部次長

今の委員が申されるとおり、そのとおりでございます。ただ今、2点目になりますけど、接道要件とか、今言われました活用とか、管理の確保、これは二項道路という形でみなしの道路で、建て替え等がというのが、この辺があくまでも方針と示されておりますのが、市町村で言えば上層機関と、これは福岡県になりますので、福岡県のほうと、ある程度方向性を県から示された中で、市の中で考えていくということが今後必要になっていくと思います。先ほどの答弁と同じになりますが、まずこの周知活動を今年度いっぱい努めていきたいというのが方向性で示されております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第70号 飯塚市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例」については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第72号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○住宅課長

「議案第72号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。

議案書24ページをお願いいたします。「議案第72号」については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、飯塚市市営住宅条例の一部を改正するものでございます。この配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律では、これまで第10条において、被害者からの申出に基づき、裁判所が相手方配偶者に対して、一定の行為を禁止する命令について定められており、飯塚市市営住宅条例第6条では、この申立てを行い裁判所より保護命令を受けた被害者については、単身でも市営住宅への入居を認めることとしております。このたび、この法律の一部改正により、保護命令制度の拡充が講じられることとなり、第10条の後に、第10条の2が新設され、第10条においては、接見禁止命令等、第10条の2においては、退去等命令が定められることとなり、保護命令等を申し立てる被害者の範囲が2条にまたがることとなりました。このことから、飯塚市市営住宅条例の一部改正により、単身でも市営住宅への入居を認める被害者の入居資格の範囲を改正後の、この法律の被害者の範囲同様に拡大するものでございます。

議案書の26ページをお願いいたします。こちらで具体的に申し上げますと、飯塚市市営住宅条例第6条第2項クの(イ)に記された法第10条第1項の次に「又は第10条の2」を加え、法第10条または第10条の2の規定により、裁判所へ保護命令等の申立てを行い、裁判所より保護命令を受けた被害者については、単身でも市営住宅への入居を認めるものいたします。なお、このたびの条例改正の施行日につきましては、改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行日と同日となる令和6年4月1日といたします。

以上で「議案第72号」の補足説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○城丸委員

今の条例と、旧条例といいますか、変わる前の条例で大体どれぐらいの対象者がおられたのか、また、その改正によって、どれくらいまた該当する人が出てくるのかというのを、分かる範囲でいから教えてください。

○住宅課長

今年度を含めて過去3年間で実績のほうのご報告をさせていただきます。あくまでも私どもの市営住宅のほうに入居いただく被害者の方は、裁判所から保護命令等を受けた方々になります。過去3年間の実績を申し上げますと、令和3年度で2名の方が入居なさっています。令和4年度につきましては1名、今年度につきましては、まだこちらのほうに申出のほうはいただいておりませんので、過去3年間の実績でいきますと3名の方が単身で入居なさっております。

○城丸委員

適用が拡大することによって、どれぐらい該当者が出るのかとかいうのは、まだ福祉部関係とは話されていないですか。

○住宅課長

どういった方々が対象になるかというふうな感じで範囲を、対象人数の方がこれぐらいに増えるというわけではございません。今回の改正については、そうした被害者の方が申立てをできる保護命令等の条項が増えたことにより、被害者の範囲を市営住宅で単身で申込みいただける、被害者の方の範囲をそこまできちんと網羅できるようにということで、市の住宅条例のほうを改正させていただくものでございます。

○城丸委員

では、ちょっと確認ですけれど、以前は裁判所からの命令でできたけれど、今度からは本人の申立てできるという理解でいいですか。

○住宅課長

今回、この法律の改正によって、本人からの申立てだけでできるというものではございません。あくまでも被害者の方は裁判所のほうに申立てを行います。裁判所がその被害者の方の、例えば身体に危険が及ぶと、そういうふうに裁判所がお認めになって保護命令等を実際にお出しになった方、こちらの方が対象者となるということについては変わりはありません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第72号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」については、



原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。次に、「議案第73号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第73号 市道路線の認定」について、補足説明させていただきます。

議案書27ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提出するものでございます。今回認定する路線は6路線、延長194.8メートルでございます。路線明細の左端に記載しております、一連番号1番、2番、3番及び4番の路線は、寄附採納により路線認定を行うものです。路線箇所は、28ページ、29ページ、30ページ及び31ページに記載しております。路線明細の左端に記載しております一連番号5番、6番の路線は開発帰属により路線認定を行うものです。路線箇所は32ページに記載しております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決をいたします。「議案第73号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。次に、「議案第90号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○上水道課長

「議案第90号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」について補足説明いたします。

議案書の46ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、令和5年11月16日の経済建設委員会において報告させていただきました、公道上における交通事故に係る物的損害賠償を行うため、地方自治法第96条第1項第12号及び13号、地方公営企業法第40条第2項及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例第7条第1項第2号及び第4号の規定により、本案を提出するものでございます。

まず、物的損害賠償の額は、70万1900円です。事故の発生日時、場所につきましては、令和5年10月11日水曜日、午前9時頃、飯塚市秋松地内、相手方は車両の所有者でございます。事故の概要につきましては、提出資料の事故現場見取図にも示しておりますが、上水道課職員が、水道管の修繕現場に向かう途中、三差路を右折するため、左方向の確認を行いながら減速していたところ、前方相手方車両が停止していることに気づくのが遅れ、相手方車両に接触し、相手方車両後部を損傷させたものであります。事故の発生原因といたしましては、前方不注意によるものでございます。また、損害の状況でございますが、相手方車両後部のドアの損傷でございます。

示談の内容といたしましては、この事故に係る過失割合は100%市側にあり、損害賠償額として、主に修繕料といたしまして、70万1900円の支払い義務があることを認め、相手方と合意和解を踏まえ、支払うものでございます。今後も、交通安全に対する一層の注意喚起を行い、交通事故の再発防止に努めてまいります。

以上簡単ではございますが、議案第90号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第90号 損害賠償額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。これもちまして経済建設委員会を閉会いたします。